

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託仕様書

本仕様書は、門真市（以下「発注者」という。）が委託する「カドマイスター企業展示会合同出展業務委託」に関し、基本的な事項を定めるものである。

1. 委託件名

カドマイスター企業展示会合同出展業務委託

2. 業務の概要及び目的

今年度、発注者が実施を予定している、「カドマイスター企業（卓越した技術を有するとして、門真市が認定した市内の製造業事業者）」による第 27 回機械要素技術展大阪（令和 6 年 10 月 2 日（水）～ 4 日（金）（インテックス大阪にて開催））での合同出展事業において、合同出展ブースの装飾やレイアウト調整、展示会前等の出展企業（オンライン出展企業を含む）との連絡調整、事前 PR、展示会期間中のブース運営、来場者とオンライン出展企業との商談実現のための環境整備及び展示会後の企業フォローアップ業務等を実施することで、カドマイスター企業の製品・技術等に対する認知度の向上及び販路の拡大を図り、同時に、会場において、技術力のある企業の集積のみならず本市の有する好立地や豊富な労働力等良好な操業環境を備える地域として「門真のものづくりブランド」を強力に発信することで、地域経済の発展に寄与することを目的とする。

3. 契約期間

契約締結日～令和 7 年 2 月 28 日

4. 委託場所

インテックス大阪（大阪市住之江区南港北 1-5-102）他

5. 業務内容

「2. 業務の概要及び目的」に掲げる業務の目的を達成するため、具体的には以下の業務を行うこと。

(1) 合同出展ブースの装飾・レイアウト調整業務

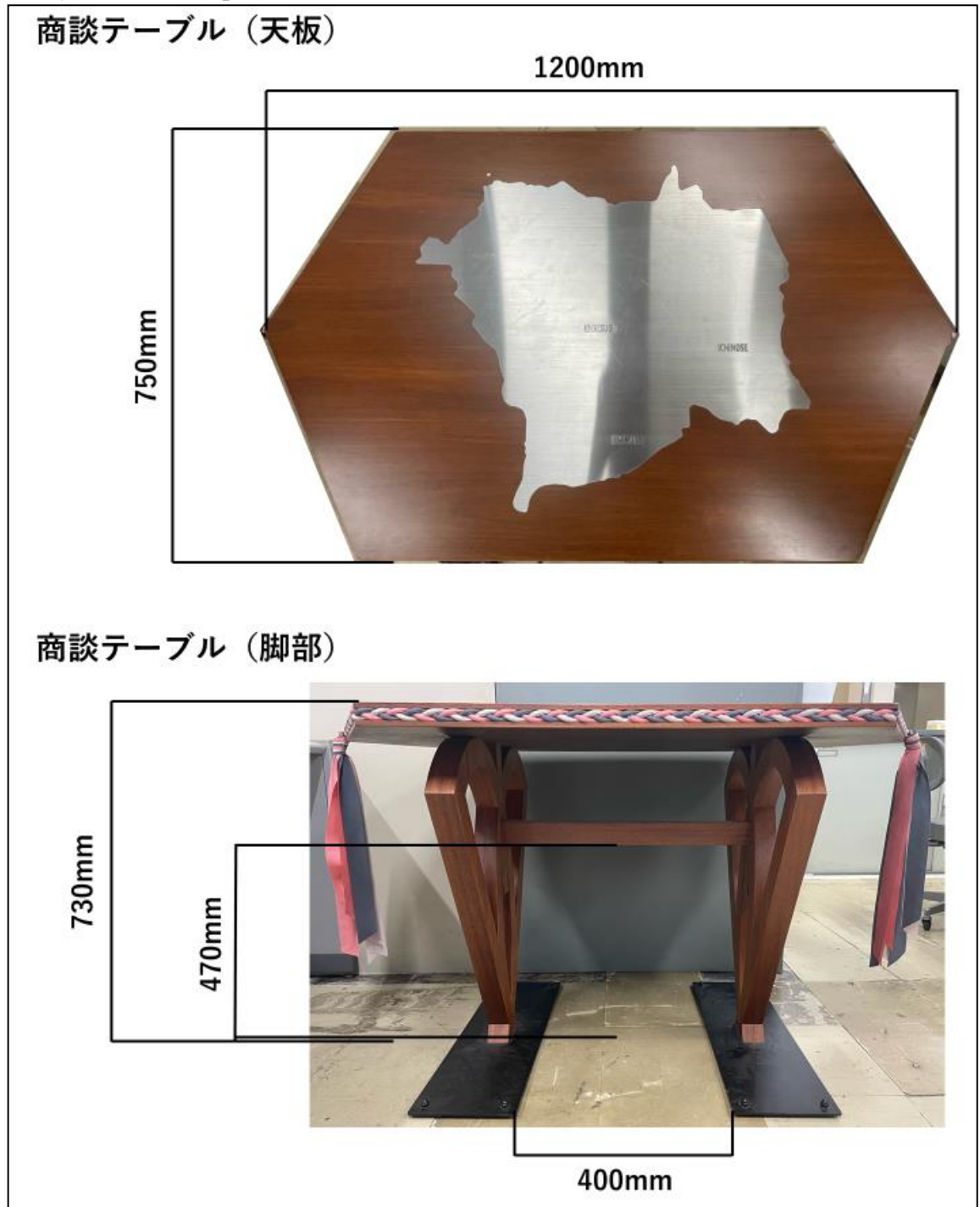
発注者がすでに確保しているインテックス大阪 6 号館 B ゾーンの出展スペースにおいて、合同出展ブースのレイアウト調整・設計施行・装飾を行う（市が確保しているスペースは、合計 6 小間の島小間。全体の小間サイズはタテ 18m×ヨコ 5.4m（小間サイズについては、主催者都合

により若干の変更が発生する場合がある)。ただし、スペースの4か所に角小間あり。スペース内に柱等なし。小間料は発注者から主催者に直接支払う)。その際、カドマイスター企業の優れた製品・技術を想起させ、かつ「門真のものづくりブランド」を発信するためのデザイン性の高い装飾を行うこと。

また、合同出展ブース内は以下の点に留意して、最適なレイアウトを考慮すること。さらに、展示会主催者の指示に従うことはもちろん、開催時点において、社会通念上必要な感染症等対策を行うこと。

- ① 合同出展ブース内には、以下に掲げるスペースを必ず設置すること。
 - (i) 各出展企業の展示ブース（製品・技術紹介コンテンツ、製品等を展示。当日は各企業の担当者が1～2名程度、自社ブースのアテンドを行う予定。）
 - (ii) 門真市の立地・補助制度・ものづくりブランドの発信（コンテンツ展示等）
 - (iii) カドマイスター認定企業全65社の製品・技術の発信（コンテンツ展示等）
 - (iv) 商談スペース（オンライン商談スペースを兼ねる）（複数箇所）
 - (v) 常設又は随時設営可能なトーク・プレゼンテーションができる設備
 - (vi) A3用紙70枚程度のポスターを貼付できるスペース（貼付スペースについては全てのポスターを一括して貼付する、又は分散して貼付することを問わない）
 - (vii) パンフレット・ノベルティ等配布物やスタッフの手荷物等を保管することが可能なスペース（外部から遮蔽され、ドア等により出入り可能な形式）
- ② 各々のスペースに適した備品（机・椅子・パンフレットスタンド等）を設置すること。ただし、商談テーブルのうち1卓については、本市が所有するテーブル（幅1200mm×奥行750mm×高さ730mm（下図「商談テーブル」参照））を設置すること（当該テーブルについては受注者の負担にて、門真市庁舎別館3階 産業振興課での梱包から会場まで運搬及び設置、また、会期終了後における会場での梱包から門真市庁舎別館3階 産業振興課までの運搬及び設置を行うこと）。
- ③ 市内中小企業の振興及び展示会における市内製品のPRのため、可能な限りカドマイスター企業をはじめ、本市内の中小企業者が製造した椅子等の調達を検討すること。当該物品の展示会終了後の納品先は門真市が指定する場所とする。

図「商談テーブル」



- ④ 展示ブースレイアウトは、出展企業数（12 社程度）を考慮し、出展者が説明しやすく、来場者がブース内を見学するのに適した配置とすること。各企業の展示台は各々独立したものを使用し、ブースレイアウトによって各出展企業ブースへの来場者数に偏りが生じないように留意すること。なお、各出展企業の展示ブースの横にはそれぞれカタ

ログスタンドを設置すること。

- ⑤ 商談スペース（オンライン商談スペースを兼ねる）は、来場者が商談を行いやすく、商談内容等が漏れないように配置・使用する什器等を工夫すること。
- ⑥ オンライン商談には、発注者により別途専門家を1日につき2名配置する予定。受注者は各商談スペースに1台のPC、タブレットやヘッドセット等の端末を準備・設置し、来場者と会場外のカドマイスター企業（オンライン参加企業）とのオンライン商談が可能なシステム並びにそれを実現するための電源・通信環境を整備すること。（発注者は、ブースまで有線LANを引きこむものとする。）

各商談スペースには、受注者が準備するPC等以外に、専門家が使用するPC等を各一台、発注者により準備するので、あわせて机上レイアウト、通信、電源等の環境を整えること。なお、会場外のカドマイスター企業が使用する端末や通信環境は、参加企業が各自準備する。当然、会場内においてはセキュリティに万全を期した通信環境・システム等を用いること。
- ⑦ 合同出展ブースの装飾・レイアウトの内容については、最終的には発注者と相談の上、決定すること。
- ⑧ 合同出展ブースの装飾・レイアウトにおける関係者との調整及び契約、支払等必要な一切の業務を行うこと。
- ⑨ ブースレイアウトは柱等造作の配置により、出展者の商談スペースの広さや利便性に不均等を生じさせないように工夫すること。

(2) 展示物等の準備業務

展示物等の準備のため、以下の内容について対応すること。なお、参加するカドマイスター企業の募集、決定並びに参加負担金の徴収については、発注者により行う。

① 出展企業との調整

各出展企業の展示や装飾等の出展方法・オンライン商談実施方法を取りまとめ、展示会主催者等と調整すること。なお、展示に伴う電気代、備品使用料等付随費用は受注者の負担とする。

② PRコンテンツの制作

発注者、出展企業等との調整のうえ、以下のコンテンツを制作し、ブース等においてPRすること。展示会終了後、使用したコンテンツは受注者の負担において発注者又は各出展者に送付すること。（有形のものについてはそのものを、無形のものについてはそのデータ等による）

- (i) 出展企業が展示する内容にかかる PR コンテンツ
- (ii) 全カドマイスター認定企業の PR コンテンツ
- (iii) 門真市の立地・優遇制度・ものづくりブランド等の PR コンテンツ

③ 出展企業に対する事前説明会の実施

出展企業に対して、出展手続きや注意点等の説明を行うとともに、展示会において、より効果的な販路開拓を行うためのアドバイス等を盛り込んだ事前説明会を開催すること。(特に、事前の PR、SNS 等の利活用、展示会での製品等の展示方法の好事例やアフターフォローについての内容を含むこととする。なお講師については外部専門家等の活用は必須としない。) なお事前説明会の内容・時期等については発注者と相談の上、決定すること。開催場所については、門真市役所・その他施設を想定している。

④ オンライン参加企業に対する事前説明・リハーサルの実施

オンライン参加企業に対して、会期前に出展手続きや注意点等の説明を行うとともに、実際の PC 等の端末を利用したリハーサルを行う。また、あらかじめ、オンラインを利用した商談を実施するのに必要な環境整備、セキュリティに対するアドバイス他、基本的事項や事前準備などについてレクチャーを行うこと。なお事前説明の内容・時期等については発注者と相談の上、決定すること。

(3) 出展にかかる広報業務

会期中のブースへの来場者を獲得するため、以下の広報業務を実施すること。

- ① SNS (X (旧 Twitter) , YouTube, Instagram 又は TikTok) ページを作成するとともに、SNS 広告を活用し、有効な合同出展ブースの PR を行うこと。また、展示会会期中 (前日の搬入・準備日も含む) においては、合同出展ブース全体及び各社ブースの様子等を動画等にて撮影し、翌日までに当該 SNS ページにて PR すること。
- ② 会場及び事前に合同出展ブースを広報するため、パンフレットを 4,000 部作成すること。なお、パンフレットの記載内容は出展企業の出展内容の概要、展示スペースの配置等を盛り込むこと。納品先は門真市が指定する場所とする。
- ③ 会場で合同出展ブースを広報するため、ノベルティを 3,000 個作成するとともに、会場にて来場者に配布すること。なお、ノベルティは門真市のものづくりブランドをわかりやすく具現化したデザインとすること。納品先は門真市が指定する場所とする。

(4) 合同出展ブースの運営業務

展示期間中、効果的な運営を実施するため、以下の内容を実施すること。

- ① 合同出展ブースに、常時3人以上のスタッフを配置し、合同出展ブース訪問人数の計測（推計等の方法は用いず実数を確認すること）・受付対応・写真撮影・パンフレット・ノベルティの配布、オンライン商談のための機器操作補助等、合同出展ブースの運営に関する一切の業務を行うこと。「声出し」等をしっかり行い集客に注力すること。ただし、専門的なニーズの聴取及びそれに応じた出展企業紹介、オンライン商談の対応については、発注者が各日2名派遣する専門家との円滑な連携を図ること。
- ② 商談ブース、オンライン商談ブースには飲料を用意すること。
- ③ 会期中、(1)①vの設備を使用した、誘客に資する企画（例：製品プレゼン、トークセッション等）の実施を検討すること。
- ④ 展示会期間中の各日毎、各出展企業、オンライン商談を実施した企業に対し、商談等実績報告書の記載を依頼・回収すること。報告書には、来場者数、名刺交換数、商談件数、商談相手先、商談の進捗及び商談金額等の項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容は発注者と相談の上、決定すること。

(5) 展示会終了後のフォローアップ調査業務

展示会終了後、展示会において行った商談の継続状況、成約状況等を把握するための調査を実施すること。調査に際しては、調査票様式を作成、出展企業に記載を依頼し、とりまとめ報告すること。報告書には、相手先、見積金額、受注金額、商談の進捗及び参加企業の要望、ニーズ、成果等の項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容及び時期は発注者と相談の上、決定すること。調査結果については、(4)④の調査結果と合わせ、グラフ等を活用してわかりやすく取りまとめて、発注者が指定する期日までに報告すること。

(6) 第26回機械要素技術展大阪へのカドマイスター展示会出展企業に対するフォローアップ調査業務

昨年度第26回機械要素技術展展示会に合同出展を行ったカドマイスター企業13社の商談の継続状況、成約状況等を把握するための調査を実施すること。調査に際しては、発注者が提供する調査票様式を用いて、出展企業に記載を依頼し、とりまとめ報告すること。報告書には、相手先、見

積金額、受注金額、商談の進捗及び参加企業の要望、ニーズ、成果等の項目を盛り込むなど効果検証にあたり有効な内容とし、内容及び時期は発注者と相談の上、決定すること。調査結果については、グラフ等を活用してわかりやすく取りまとめて、令和6年9月末日までに報告すること。

なお、当該調査対象のカドマイスター企業13社の担当者及び連絡先、当該調査実施に必要な情報等については、本業務の契約締結後、発注者より受注者に提供する。

(7) その他

上記(1)～(6)のほか、本業務を遂行する上で必要となる一切の業務を行うこと。

また、受注者は業務の処理について、管理をつかさどる業務責任者を定め、発注者に通知すること。業務管理責任者は、契約期間中、常に発注者と連絡調整が出来る手段を確保するとともに、(2)③の出展企業に対する事前説明会並びに展示会会期中（前日の搬入・準備日も含む）会場に常駐すること。

6. 成果報告書の作成

事業の実施状況・成果について取りまとめること。納入物、納期、納入先については以下のとおりとする。

(1) 納入物

- ① 成果報告書及びその電子媒体（CD-R または DVD-R に格納）一式
（PDF ファイル及び編集可能なファイル（Word、PowerPoint、Excel 等）に保存すること）
- ② その他、本業務において作成した資料、画像、動画、市が指定する備品・造作

(2) 納 期 令和7年2月28日まで

(3) 納入先 門真市産業振興課

7. その他

- (1) 受注者は本業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、本仕様に基づき常に受注者と密接に連絡を取り、委託期間内に業務を完了すること。
- (2) 発注者は、受注者が本仕様書に定める内容を履行できないことが明らかと判断される場合は、契約を解除する。
- (3) 受注者は本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならな

い。本業務の完了後についても同様とする。

- (4) 説明パネル、パンフレット等の作成にあたっては、知的財産権(著作権、肖像権、商標権等)を侵す恐れがないよう留意すること。
- (5) 本業務に関する打ち合わせや取材等の経費及びその他本業務に付随する必要な経費はすべて受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、発注者が業務の途中経過を求めたときは、これに応じること。
- (7) 個人情報を取り扱うときは、契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」を守ること。
- (8) 本業務の成果物及び本業務を実施する過程で作成したすべての原稿及び写真、データ等の著作権(著作権法第 21 条及び第 28 条に定める権利を含む)、その他の権利については、契約の目的の範囲内であるかどうかを問わず原則として全て発注者に帰属するものとし、門真市及びカドマイスター企業の広報などにおいて自由に使用できるものとする。また、受注者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (9) 受注者はスタッフの人身事故はもとより第三者に危害を及ぼさないよう万全の措置を講じなければならない。
- (10) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容等に疑義が生じたときは、発注者と受注者との協議の上、決定する。